## 監査に関する品質管理基準 新旧対照表

現 行	改 訂 案	備考 (主なISQM1の) 条文等
監査に関する品質管理基準	監査に関する品質管理基準	
第一 目的	第一 目的	
本基準は、監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表の監査を実施する監査事務所及び監査実施者に、監査業務の質を合理的に確保することを求めるものである。	本基準は、監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表の監査を実施する監査事務所及び監査チームに、監査業務の質を合理的に確保することを求めるものである。	
<ul><li>(注) 1 本基準における監査事務所及び監査実施の責任者は、監査基準における監査人に相当する。</li><li>2 監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう。</li><li>3 監査実施者とは、監査実施の責任者及び監査業務に従事する補助者をいう。</li></ul>	(注) [1・2 同左]  3 監査チームとは、監査実施の責任者及び監査業務に 従事する補助者をいう。補助者には、監査事務所及び 監査事務所が所属するネットワーク内外の者で、個々 の監査業務において、監査手続を実施する者が含まれ る。	
第二 品質管理のシステムの整備及び運用	第二 品質管理システムの整備及び運用	
1 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、 監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査 業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。	1 監査事務所は、監査業務の質を、主体的に管理し、合理 的に確保するために、監査事務所が実施する業務の内容及 び状況並びに監査事務所の性質及び状況を考慮した上で、 職業的専門家としての判断に基づき、品質管理システムを 適切に整備し、運用しなければならない。	6、10、19項
[新設]	2 監査事務所の最高責任者は、品質管理システムに関する説 明責任を含む最終的な責任を負わなければならない。	18、20項
[第四 品質管理に関する責任から移動]	3 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用に関する	

2 監査実施の責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して、監査業務を行わなければならない。  3 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。	<ul> <li>責任者並びにモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を明確にしなければならない。</li> <li>4 監査実施の責任者は、監査事務所が設けた品質管理システムに準拠して監査業務における品質管理に責任を負わなければならない。</li> <li>5 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針又は手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。</li> </ul>	
第三 品質管理のシステムの構成	第三 品質管理システムの構成	
監査事務所は、少なくとも、以下の事項に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならない。 [新設] (1) 品質管理に関する責任 (2) 職業倫理及び独立性 (3) 監査契約の新規の締結及び更新 (4) 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任 (5)業務の実施 [(4)から移動] [新設] (6) 品質管理のシステムの監視 [新設]	監査事務所は、以下の項目からなる、品質管理システムを設けなければならない。 (1) 監査事務所のリスク評価プロセス (2) ガバナンス及びリーダーシップ (3) 職業倫理及び独立性 (4) 監査契約の新規の締結及び更新 [(6)に移動] (5) 業務の実施 (6) 監査事務所の業務運営に関する資源 (7) 情報と伝達 (8) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス (9) 監査事務所間の引継 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために必要であると判断する場合には、これら以外の品質管理システムの項目を設けなければならない。	6項
[新設]	第四 監査事務所のリスク評価プロセス	
[新設]	1 監査事務所は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへの対処からなるリスク評価プロセスを整備	8、23項、A40

	し、運用しなければならない。	
[新設]	2 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために必要であると判断する場合には、本基準により規定された品質目標に加え、監査事務所が必要と考える品質目標を設定しなければならない。	24項
[新設]	3 監査事務所は、設定した品質目標の達成を阻害しうる品質 リスクを識別して評価しなければならない。	25項
[新設]	4 監査事務所は、評価した品質リスクに対処するための方針 又は手続を定め、これを実施しなければならない。	26項、A50
第四 品質管理に関する責任	第五 ガバナンス及びリーダーシップ	
1 監査事務所は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負わなければならない。	監査事務所は、品質管理システムの基礎となる環境を確立するために、ガバナンス及びリーダーシップに関する品質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、(1)健全な組織風土の醸成、(2)最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化、(3)最高責任者等が果たすべき主導的役割、(4)適切な組織構造と職務分掌、(5)業務運営に関する資源の適切な利用に関する目標を含めなければならない。  (注) 最高責任者等とは、監査事務所の最高責任者及び監査事務所の運営に関与する者をいう。	28項
2 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者を明確にしなければならない。	[第二 品質管理システムの整備及び運用に移動]	
3 監査実施の責任者は、監査事務所が定める品質管理の方針 及び手続に準拠して監査を実施する責任を負わなければな らない。	[削除]	
第五 職業倫理及び独立性	第六 職業倫理及び独立性	

一職業倫理	一 職業倫理	
1 監査事務所は、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定	1 監査事務所は、職業倫理の遵守を品質目標として設定しな	29項
め、それらの方針及び手続が遵守されていることを確かめな	ければならない。当該品質目標には、監査事務所及びその専	
ければならない。	門要員並びに当該監査事務所が所属するネットワーク等に	
	よる職業倫理の遵守に関する目標を含めなければならない。	
[新設]	2 監査事務所は、職業倫理の遵守に対する脅威を識別して評	34項(a)(i)
	価し、それに対処するための方針又は手続を定めなければな	
	らない。また、監査事務所は、職業倫理に抵触する事項を発	
	見し、対処するための方針又は手続を定めなければならな	
	V'o	
2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める職業倫理の遵守	3 監査実施の責任者は、職業倫理を遵守するとともに、補助	ISA220 16-17項
に関する方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者	者が職業倫理を遵守していることを確かめなければならな	
により遵守されていることを確かめなければならない。	V,	
[新設]	(注) 1 専門要員とは、監査事務所に所属する社員(監査法	
	人の場合)又は業務執行責任者(個人事務所の場合)	
	及び監査事務所の監査業務に従事するその他の者を	
	いう。	
	2 当該監査事務所が所属するネットワーク等には、監	
	査業務に従事する際に求められる職業倫理に関する	
	規程が対象とする、当該監査事務所が所属するネット	
	ワーク、当該ネットワークに属する他の事務所、外部	
	の業務提供者その他の者が含まれる。	
	3 外部の業務提供者とは、品質管理システムの運用又	
	は監査の実施において使用される、業務運営に関する	
	資源を提供する、監査事務所、当該監査事務所が所属	
	するネットワーク及び当該ネットワークに属する他	
	の事務所の外部の個人又は組織をいう。	

二 独立性	二 独立性	
1 監査事務所は、独立性が適切に保持されるための方針及び	1 監査事務所は、独立性の保持を品質目標として設定しなけ	
手続を定め、それらの方針及び手続が遵守されていることを	ればならない。当該品質目標には、監査事務所及びその専門	
確かめなければならない。	要員並びに当該監査事務所が所属するネットワーク等によ	
	る独立性の保持に関する目標を含めなければならない。当該	
	品質目標については、監査事務所及び当該監査事務所が所属	
	するネットワークに属する他の事務所が提供する非監査業	
	務が独立性に与える影響を考慮しなければならない。	
[新設]	2 監査事務所は、独立性の保持に対する脅威を識別して評	
	価し、それに対処するための方針又は手続を定めなければ	
	ならない。また、監査事務所は、独立性を侵害する事項を	
	発見し、対処するための方針又は手続を定めなければなら	
	ない。	
[新設]	3 監査事務所は、専門要員の独立性が適切に保持されている	34項(b)
	ことを確かめなければならない。	
2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める独立性の保持の	4 監査実施の責任者は、独立性を保持するとともに、補助者	
ための方針及び手続を遵守するとともに、それらが補助者に	が独立性を保持していることを確かめなければならない。	
より遵守されていることを確かめなければならない。		
第六 監査契約の新規の締結及び更新	第七 監査契約の新規の締結及び更新	
1 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関	1 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新に関する品	30項
する方針及び手続を定め、監査事務所の規模及び組織、当該	質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、監査	
監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保	契約の新規の締結及び更新に際し、監査業務の内容、経営者	
の状況、並びに、監査契約の新規の締結及び更新の判断に重	の誠実性、監査事務所の能力等を考慮するとともに、監査事	
要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施す	務所の財務上及び業務上の目的を優先することなく、適切に	
ることができるかを判断しなければならない。	判断することに関する目標を含めなければならない。	
[新設]	2 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の後に、当	34項(d)(i)
	該契約の解除につながる可能性のある情報を把握した場合	

	に対処するための方針又は手続を定めなければならない。	
2 監査実施の責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、 監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われて いることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性 に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、監査事務 所に、適宜、伝えなければならない。	3 監査実施の責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、 監査事務所の定める方針又は手続に従って適切に行われて いることを確かめなければならない。また、監査実施の責任 者は、契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をも たらす情報を入手した場合には、監査事務所に、当該情報を 速やかに報告しなければならない。	ISA220 22、24項
第八 業務の実施	第八 業務の実施	
ー 監査業務の実施	一 監査業務の実施	
1 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が合理的に確保されるようにしなければならない。	1 監査事務所は、より質の高い監査の実施を目指すために、 業務の実施に関する品質目標を設定しなければならない。当 該品質目標には、(1)監査実施の責任者及び監査業務に従事 する補助者による責任ある業務遂行、(2)補助者に対する適 切な指揮、監督及び監査調書の査閲、(3)職業的専門家とし ての適切な判断並びに懐疑心の保持及び発揮、(4)監査業務 に関する文書の適切な記録及び保存に関する目標を含めな ければならない。	31項
2 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及 び手続に、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書 としての記録及び保存の方法等に関する適切な規程を含め なければならない。	[削除]	
3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を遵守し、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、監査調書が適切に作成されているかを確かめなければならない。	2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針又は手続を 遵守し、補助者の指揮、監督及び監査調書の査閲を適切に行 い、監査調書が適切に作成及び保存されているかを確かめな ければならない。	ISA220 29-31項
4 監査実施の責任者は、監査意見の表明に先立ち、監査調書 の査閲等を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されてい	[3 同左]	ISA220 32-33項

ることを確かめなければならない。		
二 専門的な見解の問合せ	二 専門的な見解の問合せ	
1 監査事務所は、監査事務所内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続を定め、監査実施の責任者がそれらを遵守していることを確かめなければならない。	1 監査事務所は、より質の高い監査の実施を目指すために、 業務の実施における専門的な見解の問合せに関する品質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、専門性が高く、判断に困難が伴う事項及び見解が定まっていない事項について専門的な見解の問合せを行い、監査業務の実施及び監査意見の形成において当該見解を十分に検討することに関する目標を含めなければならない。	
2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に 従い、監査事務所内外の適切な者から見解を得た場合には、 その内容を適切に記録し、得られた見解が監査業務の実施及 び監査意見の形成において十分に検討されているかを確か めなければならない。	2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針又は手続に 従って、専門的な見解の問合せを行う責任を負い、専門的な 見解を得た場合には、その内容を適切に記録し、得られた見 解が監査業務の実施及び監査意見の形成において十分かつ 適切に検討されているかを確かめなければならない。	ISA220 35項
(注)専門的な見解の問合せとは、監査業務に関して、監査事務所内外の専門的な知識、経験等を有する者から、専門的な事項に係る見解を得ることをいう。	(注) 専門的な見解の問合せとは、監査業務に関して、監査事務所の内外の専門的な知識、経験等を有する者から、専門的な事項に係る見解を得ることをいう。	
三 監査上の判断の相違	三 監査上の判断の相違	
1 監査事務所は、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査 業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決する ために必要な方針及び手続を定め、それらの方針及び手続に 従って監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決してい ることを確かめなければならない。	1 監査事務所は、より質の高い監査の実施を目指すために、 業務の実施における監査上の判断の相違に関する品質目標 を設定しなければならない。当該品質目標には、監査チーム 内又は監査チームと審査の担当者等との間の判断の相違を 適切に解決することに関する目標を含めなければならない。	
2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に 従って、監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係 る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しなければな らない。	2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針又は手続に 従って、監査チーム内又は監査チームと審査の担当者等との 間の判断の相違を解決しなければならない。	ISA220 38項

3 監査事務所は、監査実施の責任者と監査業務に係る審査の	[3 同左]	
担当者等との間の判断の相違が解決しない限り、監査報告書		
を発行してはならない。		
[新設]	(注)審査の担当者等とは、審査の担当者及び監査チーム外で	
	専門的な見解を含む監査上の判断について見解を提供する	
	者をいう。	
四 監査業務に係る審査	四 監査業務に係る審査	
1 監査事務所は、監査業務に係る審査に関する方針及び手続	1 監査事務所は、原則として全ての監査業務について、監査	
を定め、企業の状況等に応じて審査の範囲、担当者、時期等	チームが行った監査上の重要な判断及び監査意見を客観的	
を考慮し、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成につ	に評価するために、審査に関する方針又は手続を定めなけれ	
いて、適切な審査が行われていることを確かめなければなら	ばならない。なお、監査報告の対象となる財務諸表の社会的	
ない。	影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監	
	査業務については、審査に関する方針又は手続において、意	
	見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定	
	められている場合には、審査を要しないとすることができ	
	る。	
	当該審査に関する方針又は手続には、審査の担当者の選	
	任、審査の担当者及び監査チームの責任、審査の実施並びに	
	審査の記録及び保存を含めなければならない。	
2 監査事務所は、監査業務に係る審査の担当者として、十分	2 監査事務所は、審査に関する方針又は手続に従って、審査	34項(f)
な知識、経験、能力及び当該監査業務に対する客観性を有す	の担当者が、十分な審査時間の確保を含めて、適性、能力及	ISQM2 18-21項
る者を選任しなければならない。	び適切な権限を有し、審査の担当者としての客観性及び独立	
	性を保持し、審査の担当者としての職業倫理を遵守すること	
	を確かめなければならない。	
[新設]	3 監査事務所は、審査に関する方針又は手続に従って、審査	ISQM2 24項
	における審査の担当者及び監査チームの責任が果たされて	
	いることを確かめなければならない。	
S		

[新設]  3 監査事務所及び審査の担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない。  第七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	4 監査事務所は、審査に関する方針又は手続に従って、審査の担当者が監査の計画、実施及び報告における重要な事項、判断及び結論について、適時に適切な審査を行っていることを確かめなければならない。 5 監査事務所及び審査の担当者は、審査に関する方針又は手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない。 第九 監査事務所の業務運営に関する資源	
1 監査事務所は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しなければならない。	1 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、監査事務所の業務運営に関する資源に関する品質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、人的資源、テクノロジー資源、知的資源等の監査事務所の業務運営に関する十分かつ適切な資源の取得又は開発、維持及び配分に関する目標を含めなければならない。 人的資源に関する品質目標については、専門要員に対する適切な採用、教育、訓練及び評価を考慮しなければならない。テクノロジー資源に関する品質目標については、監査事務所におけるITの統制を含むITへの対応に関する事項を考慮しなければならない。	32項
2 監査事務所は、監査実施者の選任と構成に関する方針及び 手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施す るための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務 に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければな らない。	[削除]	TCA220 25_20T百
3 監査実施の責任者は、監査業務に補助者を使用する場合には、当該補助者が監査業務に必要な能力、経験及び独立性を	2 監査実施の責任者は、監査チームが監査事務所の業務運営に関する十分かつ適切な資源を適時に利用可能かを判断し、	ISA220 25-28項   

有するとともに、十分な時間を確保できることを確かめなければならない。	不十分又は不適切であると判断した場合には、適切な措置を 講じなければならない。	
[新設]	第十 情報と伝達	
[新設]	1 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、情報と伝達に関する品質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、(1)監査事務所の内外からの適時の情報収集、(2)監査事務所及び監査チームによる監査事務所の内外との適時の伝達に関する目標を含めなければならない。	33項
[第九 品質管理システムの監視から移動]	2 監査事務所は、監査業務に係る専門要員の関連法令違反、 不適切な行為、判断及び意見表明、監査事務所の定める品質 管理システムへの抵触等に関して、監査事務所内外から情報 を適切に収集し、活用するための方針又は手続を定め、それ らが遵守されていることを確かめなければならない。	
[新設]	3 監査事務所は、監査役等との品質管理システムに関する協議について、内容、時期及び形式を含めた方針又は手続を定めなければならない。	
[新設]	4 監査事務所は、必要に応じて実施する監査事務所の外部の 者への品質管理システムに関する情報の提供について、内 容、時期及び形式を含めた方針又は手続を定めなければなら ない。	
[新設]	5 監査事務所は、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保 しなければならない。	
第九 品質管理のシステムの監視	第十一 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	
1 監査事務所は、品質管理のシステムの監視に関する方針及	1 監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用の状況に	35-39項

び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなけれ ばならない。当該方針及び手続には、品質管理のシステムに 関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証が含まれる。	関する情報を適時に把握するとともに、識別した不備に適切に対処するためのモニタリング及び改善プロセスを整備し、 運用しなければならない。当該モニタリングには、品質管理 システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期 的な検証が含まれる。	
[新設]	2 監査事務所は、モニタリング、改善活動の実施、監査事務 所の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られ た発見事項を評価し、品質管理システムに不備が存在するか を判断しなければならない。	40項、A157
[新設]	3 監査事務所は、識別された不備の根本原因を調査し、当該不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することによって、不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を評価しなければならない。	41項
2 監査事務所は、品質管理のシステムの日常的監視及び監査 業務の定期的な検証によって発見された不備及びこれに対 して改善すべき事項が、品質管理のシステムの整備及び運用 に関する責任者、監査実施の責任者等に伝えられ、必要な措 置が講じられていることを確かめなければならない。	[5に移動]	
[新設]	4 監査事務所は、識別された不備の根本原因分析の結果を踏まえ、不備に対処する改善活動を実施しなければならない。モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、不備と関連する根本原因に対処するために、当該改善プロセスが適切に整備され、運用されているかを評価しなければならない。また、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、改善活動が適切に整備されていない、又は適切に運用されていないと判断した場合には、適切に対応しなければならない。	42-44項

3 監査実施の責任者は、指摘された不備が監査意見の適切な 形成に影響を与えていないこと、及び必要な措置が的確に講 じられたかどうかを確かめなければならない。	[6に移動]	
4 監査事務所は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。	[第十 情報と伝達に移動]	
[2から移動]	5 モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、 品質管理システムに関する最高責任者並びに品質管理シス テムの整備及び運用に関する責任者に対して、実施したモニ タリングの内容、品質管理システムの不備とその評価結果及 び不備に対処する改善措置について適時に報告しなければ ならない。	
[3から移動]	6 監査実施の責任者は、監査事務所から伝達された特定の監査業務に関する発見事項が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと及び必要な措置が適時かつ適切に講じられたかを確かめなければならない。	
[新設]	7 監査実施の責任者は、監査事務所から伝達された監査事務 所及び監査事務所が所属するネットワークのモニタリング 及び改善プロセスに関連する情報を理解し、実施する監査業 務への影響を考慮することによって、適切な措置を講じなけ ればならない。また、監査実施の責任者は、監査業務全体を 通じて、モニタリング及び改善プロセスに関連する可能性の ある情報に留意し、必要に応じて監査事務所に伝達しなけれ ばならない。	ISA220 39項

[新設]	第十二 監査事務所が所属するネットワークへの対応	
[新設]	1 監査事務所は、監査事務所が所属するネットワークの要求 事項又はサービス若しくは業務運営に関する資源を監査事 務所の品質管理システムにおいて適用又は利用する場合に は、監査事務所としての責任を理解した上で、それらの適用 方法又は利用方法を決定しなければならない。	48、49項
[新設]	2 監査事務所は、ネットワークが監査事務所の品質管理システムに関するモニタリングを行う場合には、当該モニタリングが監査事務所の品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスに与える影響を考慮しなければならない。	50-52項
[新設]	第十三 品質管理システムの評価	
[新設]	監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者は、少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、 当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を 監査事務所に提供しているかを結論付けなければならない。	53-54項
第十 監査事務所間の引継	第十四 監査事務所間の引継	
1 監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及 び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなけれ ばならない。なお、財務諸表における重要な虚偽の表示に関 わる情報又は状況を把握していた場合には、後任の監査事務 所に、それらを伝達しなければならない。	1 監査事務所は、監査人の交代が監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、後任の監査事務所への引継に関する品質目標を設定しなければならない。当該品質目標には、監査事務所が、財務諸表の重要な虚偽の表示に関する情報又は状況、あるいは企業との間の重要な見解の相違等を含め、監査上の重要事項を後任の監査事務所に伝達するとともに、後任の監査事務所から要請があった場合には監査調書の閲覧に応じるための方針又は手続を遵守することに関する目標を含めなければならない。	基準の内容を踏
2 監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針 及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなけ	2 監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する品質 目標を設定しなければならない。当該品質目標には、監査事	同上。

ればならない。	務所が、交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査	
	上の重要事項に関する問合せのための方針又は手続を遵守	
	することに関する目標を含めなければならない。	
[新設]	3 監査事務所は、監査事務所間の引継に関する方針又は手続	同上。
	に従って、監査実施の責任者が、実施した引継の状況を適切	
	な部署又は者に報告することを定めなければならない。	
第十一 共同監査	第十五 共同監査	
監査事務所及び監査実施の責任者は、複数の監査事務所が共	監査事務所及び監査実施の責任者は、複数の監査事務所が共	
同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理の	同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理シ	
システムが、本基準に準拠し、当該監査業務の質を合理的に確	ステムが、本基準に準拠し、当該監査業務の質を合理的に確保	
保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新	するものであるかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並	
の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確	びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において評価し、適	
かめなければならない。	切に対応しなければならない。	
第十二 中間監査への準用	第十六 中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査への準用	
本基準は、中間監査について準用する。	本基準は、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査につ	
	いて準用する。	